

## 鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会会議録

- 1 開催日時 平成25年11月12日（火）午後1時30分より
- 2 開催場所 第1委員会室（市役所6階）
- 3 議題 会長及び副会長の選任について  
鎌ヶ谷市都市計画下水道受益者負担金の単位負担額の設定について
- 4 出席者 村山和彦委員 榊岡源一郎委員 鶴田幸万委員  
林経雄委員 菅野勝利委員 河上あけみ委員
- 5 欠席者 佐川幸江委員
- 6 事務局 相川都市建設部参事  
小高都市建設部次長  
貞方下水道課長  
湯浅下水道課長補佐事務取扱計画業務係長  
立原水洗普及係長  
武田建設係長  
秋元主査  
谷高主査補  
内藤技師
- 7 傍聴者 7名
- 8 会議内容

## 司会（武田係長）

定刻になりましたので、それでは始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、市長よりご挨拶を申し上げます。

## 清水市長

本日はお忙しい中下水道審議会に御参集頂き厚くお礼を申し上げます。また、日頃より鎌ヶ谷市行政にご理解とご協力を賜りますことをお礼申し上げます。

当審議会の開催は、平成23年度の「公共下水道使用料の改定」につきましてのご審議以来2年振りでございます。

今回ご審議いただく内容は「江戸川左岸処理区の受益者負担金の設定」でございます。

この江戸川左岸処理区については、昨年度、下水道法の協議を行い、今年度、都市計画法の認可を取得し、事業に着手いたしました。

今回、諮問いたしました受益者負担金は、当地区における下水道建設の貴重な財源となるものでございます。

これから、担当課より説明があろうかと思いますが、受益者負担金制度の趣旨等をご理解いただき、ご審議をお願いしたいと考えております。

皆さんご承知のとおり、公共下水道は環境改善のための重要な都市施設でございます。印旛、手賀沼処理区に続いて、江戸川左岸処理区についても下水道整備を進めていきたいと考えております。

下水道事業に対し今後ともご理解、ご協力いただけますよう重ねてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

平成25年度に入りまして、新しく就任された委員の方がいらっしゃいますので、改めまして委員の皆様の自己紹介をお願いしたいと思います。

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第3条第1号に規定されております「学識経験者」の委員の方からお願いいたします。

都市コンサルタント会社社長

村山委員

村山でございます。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

千葉商科大学教授

梶岡委員

梶岡です。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

千葉県江戸川下水道事務所長

鶴田委員

鶴田です。鎌ヶ谷市には2004年と5年に都市計画課長ということでお世話になりました。引き続きよろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

続きまして同条の第2号に規定されております「その他市長が必要と認める者」の委員の方の自己紹介をお願いいたします。

鎌ヶ谷市自治会連合協議会

林委員

林でございます。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

馬込沢自治会長

菅野委員

菅野と申します。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

一般公募

河上委員

河上と申します。よろしくお願いいたします。

司会（武田係長）

なお、本日は同条同項第2号に規定します委員、佐川委員、1名の欠席する旨、連絡を受けております。

次に、本日、出席しております職員を紹介させていただきます。

相川参事

都市建設部参事相川でございます。よろしくお願いいたします。

小高次長

都市建設部次長小高と申します。よろしく申し上げます。

司会（武田係長）

続きまして、下水道課の職員を紹介させていただきます。

貞方課長

下水道の課長をしております貞方と申します。よろしく申し上げます。

湯浅補佐

下水道課の課長補佐事務取扱計画業務係長しております湯浅と申します。どうぞよろしく申し上げます。

立原係長

下水道課水洗普及係長をしております立原といいます。よろしく申し上げます。

秋元主査

下水道課主査の秋元と申します。よろしく申し上げます。

谷高主査補

下水道課主査補の谷高と申します。よろしく申し上げます。

司会（武田係長）

最後に本日司会を務めさせていただいております下水道課の建設係長をしております武田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速議事に入りたいと思います。次第の2番（1）の会長及び副会

長の選任についての議題に移らせていただきます。

#### 湯浅補佐

現在、当審議会の会長、副会長が委嘱替えのため、空席になっております。

したがって、審議会条例第4条の規定によりまして委員の中から委員の皆様の中から互選により会長、副会長を選出していただきたいと存じます。

それでは、新しく会長、副会長が選出されるまでの間、清水市長に仮議長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

#### 司会（武田係長）

それでは、ご異議がございませんでしたので、仮議長は清水市長をお願いすることに決しました。清水市長は仮議長席への移動をお願いいたします。

#### 仮議長（市長）

はい。では、会長及び副会長が選出されるまでの短い間私が仮議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。ではご協力をよろしくお願い申し上げます。

では事務局お願いいたします。

#### 湯浅補佐

本日の公共下水道事業審議会の委員の皆様のご成立条件についてご説明いたします。

鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第6条第2項の規定により委員の半数の方のご出席が会議の成立要件となります。ただいまの出席委員方は、6名でございますので定足数に達しておりますので、審議会は成立いたします。

#### 仮議長（市長）

続きまして、今回の審議会の開催に際し、本日傍聴を希望する方、7名がお見えになっているとのことですが、審議内容の中に鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報等が含まれているかどうか確認をお願いします。

湯浅補佐

今回の審議会において、鎌ヶ谷市情報公開条例第8条各号に係る不開示情報等に該当する事項は含まれておりません。

仮議長（市長）

ただいま不開示情報は含まれていないとのことでございます。では、お諮りいたします。傍聴希望者7名について、傍聴を認めることとし、また、配布資料については、会議終了後に回収するというところでよろしいでしょうか。

全員

異議なし。

仮議長（市長）

異議なしと認め、傍聴を認めることとし、配布資料については、会議終了時に回収することといたしますので、傍聴を希望される方を席に着かせてください。

仮議長（市長）

傍聴される方に申し上げます。審議会を円滑に運営するために、係の者から渡された遵守事項を守るようお願いします。

それでは議事に入ります。会長及び副会長の選出をさせていただきます。会長及び副会長の選出につきまして、鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会条例第4条の規定により互選で定めることとなっております。

どなたかご推薦の発言をお願いします。

菅野委員

はい。

仮議長（市長）

はい菅野委員。

菅野委員

本日の出席されております委員を見ますと初めてご出席をされている方もおられますので、わたくし、引続き委員ということになりましたので、僭越ではございますが、わたくしの方から会長並びに副会長の方の選出案を述べたいと思います。会長には引き続き村山様にお願いしたいと思います。副会長に同じく引き続き梶岡様にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

仮議長（市長）

菅野委員より、会長を村山委員、副会長を梶岡委員とする提案がございましたが、皆さんご異議ございませんでしょうか。

全員

異議なし。

仮議長（市長）

では、そのように決定いたしました。

それでは、会長に選出されました村山委員にご挨拶をお願いいたします。

村山委員

村山でございます。どうもよろしく申し上げます。去年、おととしと三回目なのですが、市長さんや周りの方にはまた同じこと言うといわれそうなのですが、ご挨拶を兼ねてご了解をいただければと。下水道審議会は諮問委員会



であって都市計画審議会みたいに議決機関ではない。ノーといったら市長さん以下行政がしてはいけないという性格のものではない。今後の行政の参考になることが大事だ。ですから議決することにあまり意味がない。では止めちゃおうじゃないかと事務局に言ったのですけれども、それも意見の一つだから議決はしろというお話で、議決はしますけれども議決が行政を拘束することはない。では何が大事なのかというと、この委員会で発言された内容、質問、疑義を持たれた内容が大事と。そこで議事録は逐語議事録、皆さん発言なさった言葉どおりの議事録にして、ホームページに掲載するというように一昨年からなった。うっかり発言しちゃったとかこれは余計のこと言っちゃったということも当然ありますので逐語議事録を回覧しますので、委員の方ご自分の発言の中でこれはまずい間違ったというのであれば消していただく。足していただいたり他の委員の発言を消したりすると解らなくなるので、ご自分の意見でこれはしまったということがあったら消していただくということにして議事録にしたい。市長さんも行政の皆さんもそういうことですので是非さわりである答申だけをご覧にならないでホームページに掲載されている議事録もご覧いただいて先ほど市長さんからお話のあった大所高所からの意見だと思っていただいてご利用いただければと存じております。どうぞよろしく申し上げます。

#### 仮議長（市長）

それでは議長の任を村山委員に引き継がせていただきたいと思います。村山委員この後よろしく申し上げます。では、私はこれで。

#### 司会（武田係長）

それでは、村山会長に議事をお願いする事といたしまして、席の移動のため、しばらくお待ち下さい。

市長におかれましては、所用のためここで退席をいたしました。ご理解の程  
よろしく申し上げます。

#### 会長

それでは本日の付議案件（２）「鎌ヶ谷市都市計画下水道受益者負担金の単  
位負担金額の設定」につきましてご説明をお願いします。

#### 相川参事

都市建設部参事の相川でございます。本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市公共下  
水道事業審議会に御参集いただきましてありがとうございます。

本日、ご審議いただきます「鎌ヶ谷都市計画公共下水道事業受益者負担金の  
設定」につきまして、概要をご説明させていただきます。

まず初めに、受益者負担金制度について簡単にご説明させていただきます。

公共下水道は、道路や公園などのように、不特定多数の方々が自由に利用で  
きるものではなく、利用できる方々は、公共下水道が整備された区域の方に限  
定されるため、その事業費を市の予算で負担することは、利用できない方々  
にも負担をしていただくことになり、公平さを欠くこととなります。

したがって、下水道施設が整備され、利用できる区域にお住まいの方々に  
事業に係る費用の一部について、ご負担していただき負担の公平化を図るため  
に設けられた制度が受益者負担金制度でございます。

今回は、江戸川左岸処理区のうち、東道野辺五丁目、東道野辺七丁目、馬込  
沢、道野辺横上横下、西道野辺の約４５ヘクタールにつきまして、公共下水道  
の整備を実施してまいりますので、当該地区にお住まいの方々にご負担して  
いただく受益者負担金を設定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課より説明させていただきますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

## 湯浅補佐

本日初めての下水道審議会となる委員の方もいらっしゃいますので、本日の付議案件の説明の前に、下水道の概要についてお話をさせていただきたいと思えます。恐縮ですが着席して説明させていただきます。

私達は、日常の生活や社会の活動のなかで、たくさんの水を使っています。例えば、家庭では、炊事、洗濯、トイレ、お風呂などに、水を使い、1日1,000リットルの汚れた水が発生しています。ここで使われた水をそのまま自然に流し続けると、川や海は汚れを増していくことになり、やがては、生活に必要なきれいな水が欲しいときに、手に入れることが難しくなってしまうようになります。

必要な水を、いつまでもきれいなままで使うことができるよう、汚れた水をきれいにしていくために生まれた施設が「下水道」です。

下水道の施設はおおむね、スライドのようになります。まず、家庭内の排水設備です。これは、家庭から出る下水をすみやかに下水道管に流すための施設で個人の皆さんがつくります。

家庭から出た下水は、下水道管へ流れ込みます。下水道管は直径15センチメートルから、大きなもので8メートルのものもあります。主に道路の地下に埋設されます。途中、保守点検のためにマンホールが設けられます。

下水は、汚水が自然に流れていくように勾配をつけて埋設されますが、下水道管が深くなると、ポンプでくみ上げ、高いところからさらに勾配をつけて下

水を流します。

最後に終末処理場で、ここでは集められた下水を、微生物などを利用して、きれいな水にして、川や海に放流します。

次に下水道の種類でございます。下水道は、下水道法という法律に基づき、県や市が主体となって事業を進めますが、規模や目的によって大きく3種類に分けられます。公共下水道は、市街地の生活排水や工場排水を集めて終末処理場で、きれいに処理して河川や海域に放流するか、流域下水道に排除するもので、市町村が設置し、管理するものです。

この施設ができると浄化槽がなくても水洗トイレの使用が可能になります。施設の構造は暗渠であり、通常道路の地下に埋設されます。

流域下水道は、河川や海域、湖沼をひとつの単位として、2つ以上の市町村にまたがる地域の下水を広域的に処理するもので、集められた下水を終末処理場できれいに処理して河川や海域に放流します。都道府県が設置し管理する大規模な下水道です。また、流域下水道に接続する公共下水道を「流域関連公共下水道」といい、今回整備を開始する、この西道野辺や馬込沢地区の公共下水道は「江戸川左岸流域関連公共下水道」といいます。

都市下水路は、主に雨水を排除するためのもので、降雨時の浸水、滞水を防ぐ働きをします。構造は、開渠で終末処理場を有しません。

スライドは公共下水道と流域下水道のイメージです。右上のA市の公共下水道は終末処理場を持っていて、自前で処理しています。その下のB町、C市の公共下水道は、流域下水道につながっています。流域下水道は、B町、C市の下水を集め、終末処理場で処理して河川に放流しています。

ところで、私たちが毎日の生活で使った水や、トイレから流れる水を「汚水」と言います。下水管に流れ込んだあまみずを「雨水」と言います。この汚水と雨水を合わせて「下水」と呼びます。この下水を排除する方法には、「合流式」と「分流式」とがあります。

合流式というのは、汚水と雨水を一緒に集めて、終末処理場で処理する方法です。分流式というのは、汚水と雨水を別々に分けて排除する方法です。汚水は下水管を通過して終末処理場できれいな水に処理して川や海に流します。雨水は、そのまま河川や海域に流す方式です。

鎌ヶ谷市の公共下水道は、分流式の排除方式を採用しています。なお、鎌ヶ谷市の場合、新鎌ヶ谷や鎌ヶ谷駅東口、中沢東などの土地区画整理事業施行区域などを除き、汚水についてのみ、事業を行っています。

以上簡単ではございますが、下水道の概要についてご説明させていただきました。

次に受益者負担金の単位負担額の設定について下水道課長の貞方よりご説明いたします。

#### 貞方課長

下水道課長貞方です。よろしく申し上げます。では説明させていただきますが、恐れ入りますが、座って説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

改めて受益者負担金の基本的な考え方について説明させていただきます。

下水道整備を市民の皆様方の納めました税金などの一般財源で賄うとすれば、下水道が整備されていない区域の人たちに不均等な状況が生じることとな

ります。下水道整備には多くの費用が必要になります。そこで、下水道が使えるようになった皆様に建設費の一部をご負担していただくことで、公平性と下水道整備の促進を図るのが本制度の目的でございます。

ここで言う利便を受ける人とは、公共下水道が敷設されることにより、家庭や事業所から排出される汚水が公共下水道に流入する区域、すなわち処理区域に土地を所有している人が受益となります。

また、負担金の徴収の根拠でございますが、都市計画法第75条及び地方自治法第224条を基に「鎌ヶ谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」によって受益者に納めていただくこととなります。

納めていただく負担金額は、今回ご審議していただいております単位負担金額に土地の面積をかけた金額となります。

例えば、仮に負担単価が平方メートルあたり440円で150平方メートルの土地をお持ちの場合、440円かける150平方メートルでご負担いただくのは総額で66,000円となります。このご負担は1回限りでございますが、半年ごとの10回分割でご負担いただくこととなります。ですので、半年ごとに6,600円を10回お支払いいただくこととなります。固定資産税は土地をお持ちの間、毎年お支払いいただくこととなりますが、下水道受益者負担金は10回分割の1回限りとなります。

これより、詳細な説明に入らせていただきます。スクリーンを基にご説明させていただきます。お持ちの資料の確認をさせていただきます。

A4横のこれから説明するパワーポイントの「鎌ヶ谷市江戸川左岸流域関連公共下水道」の冊子が一部。

もう一つA 4 縦の「鎌ヶ谷市公共下水道事業審議会資料」と書いてあるものが一部になります。

それではスクリーンの画面に基づきまして説明させていただきます。鎌ヶ谷市江戸川左岸流域関連公共下水道江戸川左岸処理区鎌ヶ谷第1処理分区・船橋第1処理分区・船橋第2処理分区・船橋第3処理分区における馬込沢負担区の受益者負担金算出につきましてご説明いたします。

まず、今回ご審議いただく馬込沢負担区の位置と範囲でございます。位置は、鎌ヶ谷市の南部で、船橋市と船橋市の飛び地に挟まれた地区でスクリーン上の赤く彩られた範囲でございます。地名で申し上げますと、道野辺の一部、西道野辺、馬込沢、東道野辺7丁目の一部、東道野辺5丁目の一部でございます。面積としては45ヘクタールとなります。

次に受益者負担金の算出手順についてご説明させていただきます。

1番目にまず最初に「下水道計画図作成」を行います。

2番目に「国庫補助工事と市単独工事の区分」を行います。

3番目に「工事費の積算」を行います。

4番目に「経費率の決定」

5番目に「下水道整備事業費の算出」

そして最後に6番目の「単位負担額の算出」を行います。

では項目ごとに説明いたします。最初の「下水道計画図作成」とは、負担区の汚水量を算出し、市道、私道にかかわらず全路線を対象に下水道管の配置の計画を行います。スクリーンではその計画図の一部で、路線ごとに番号を振って、管の占用位置から管の口径や勾配まで詳細に記入、設計いたします。

2番目の「補助事業工事と市単独工事の区分」でございますが、これは後ほ

どご説明させていただきますが、受益者負担金の対象が市の単独工事となっております関係で必要となる作業でございます。

下水道を整備する際に一定の基準を満たす下水道管につきましては、国から補助事業として補助金が交付されます。その基準とはスクリーンにありますように、下水道管が汚水を集める面積、管の口径及び汚水量によって決められております。

したがって、この基準を満たさない下水道管の工事が市単独工事となるわけでございます。

続きまして、先ほどの作業で補助事業と市単独事業と区分したごとに、工事単価予測を行い、工事費の積算を行います。補助事業工事費合計12億3237万8千円、市単独事業工事費合計3億4135万2千円と積算した結果になりました。画面では各処理分区の合計した総括のページのみご覧いただいておりますが、配布資料は全てのを添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、4番目の「経費率の決定」でございますが、下水道の整備を行うためには、当然、下水道管の工事は必要ですが、そのほかにも、工事するための設計、測量などの委託をはじめ、さらには工事に際しての支障となるガスパイプや水道管の移設なども工事費に算出することとなります。このことから、工事費1に対して、これらの経費がどの程度必要になるかということを想定する必要がございます。これは、下水道整備総事業費を工事費合計で割ることで算出することができます。しかしながら、この事業が完成しなると、総事業費は確定いたしません。したがって、鎌ヶ谷市が下水道事業を開始した昭和42年度から現在までの過去のデータを使用し、推定し、算出いたしております。



す。これまでの下水道工事の合計額は159億5892万2千円、総事業費は336億7138万7千円、工事に関わらない流域下水道の各負担金が54億8661万6千円となっております。この数値を先ほどの式に当てはめると経費率が1.77となります。

これまで負担金を設定してまいりました他の負担区につきましても、その直近年度までのデータにより経費率を計算しまして、負担金の算出に採用しております。

次に5番目の負担区の「下水道整備事業費の算出」でございますが、先ほどの経費率を使用し、負担区の下水道整備事業費を算出いたします。本工事費、補助事業工事費並びに市単独工事費に経費率をかけまして、本工事費、補助事業費、単独事業費を算出いたします。本工事費が27億8550万円、そこから補助事業費21億8130万円を引かしまして、負担金の対象となる市単独事業費は6億420万円となります。

最後に6番目といたしまして、これまでの計算に基づき、馬込沢負担区単位負担金額の算出となります。何度も申し上げますが、負担金の対象となりますのは市単独事業でございます。また、鎌ヶ谷市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例により、その1/3を計算対象としておりますので、2億140万円を負担区面積である45ヘクタールで割り返し、単位負担金額1平方メートル当たり447円とし、7円を切捨てし、440円といたしましたものでございます。

皆様にお配りしてある資料の中にスクリーンに出ている表がございます。今までの計算結果を表すものでございますので、ご確認していただければと思います。以上が、馬込沢負担区における受益者負担金の説明でございます。

続きまして、参考資料といたしまして、県内の下水道事業を行っている他市町並びに鎌ヶ谷市の受益者負担金額の設定状況となります。県内27市2町のデータとなっております。

続きまして、「受益者負担金収入見込み」についてご説明いたします。この45ヘクタールにおきまして利用形態によって公共用地と各規定の用途に区分いたしました。規定の用途とは、既に宅地化された土地と減免割合を行う土地、さらに徴収の猶予を行う土地など、4つの用途に分けました。

このように分類した土地の全体に、平方メートルあたりの負担金額440円を乗じまして、見込みによる総額を算定します。これに対して、区域内に想定される減免と徴収猶予すべき土地の見込み額を合わせて算定します。これに先ほどの総額を差し引きまして、当該地区の徴収見込み額を算出いたしました。

現況が農地・山林・緑地などについては受益者負担金の徴収が猶予とされます。しかし、将来宅地化されたときに猶予を解除いたしまして、改めて徴収を開始するということとなります。また、減免の対象として規定されるもののうち、この地域では私道を含む道路、鉄道敷、幼稚園を含みました学校用地が該当いたします。それぞれ用途ごとに定めた減免割合を用いております。

以上が馬込沢負担区の負担金の説明でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。なお、今回答申をいただきまして、単位負担額が決定いたしましたら、平成27年の供用開始後に賦課徴収をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

会長

どうもありがとうございました。そこで質問はといってもなかなか難しいと

思うのですけれども、今の事務局の説明、この議事録は市民に公開されていますので、もう少しこういう風に言っていた方が市民には分かりやすいというのは下水道事務所長として、補足をしていただければお願いします。

#### 鶴田委員

私は整備の方を主にやっております。管理部門はあまり得意ではないのですが、基本的には受益者負担金というのは先ほど説明があったとおりにそれは当然必要なこと。問題はその単価の設定なのです。市町村によって、その財政力によって、その負担割合が3分の1だったり、5分の1だったりする。鎌ヶ谷市さんが今までの中で3分の1を採用されているというのはしょうがないだろうと思います。実際問題かかったお金からはじくとどうしてもそういう金額になるということであれば受け入れる。終末処理場を管理している立場としては、それはやはり当然のことと私は思います。

#### 会長

ありがとうございます。梶岡先生何かこう言っておいた方が市民に分かりやすいということがあればお願いします。

#### 梶岡委員

わたくしも行政的なことは素人ですけれども、当然受益者負担ということはあるのだろうと思います。実際に下水道が完備されますと土地の価格も上昇することもありますでしょうし、当然ながら受益者負担方式というのはある。単価の計算が合理的であるかどうかという判断。これは当然みられるのだけれども、今示されました方式に一定の合理性があると認められますので、受益者負担方式で進めていくというのは合理的な判断であると思います。

会長

ありがとうございます。後ご質問がある方いらっしゃいますか。

菅野委員

受益者負担というのは、これは鎌ヶ谷市だけではなくて、他の市においても簡単に言うと日本全国でそのようになっておるのですか。

貞方課長

日本全国で下水道整備に関して受益者負担金の設定をしているとお考えいただけます。国の統計ですが、平成21年度で公共下水道を実際に行っているのが1,442自治体ございまして、そのうち受益者負担金制度を実施しているのは、1,275自治体ございますので、ほぼ大部分の自治体がこの制度を行っております。また、県内でも下水道事業を行っている全ての市がやっております。

会長

林さんは特別ありませんか。

林委員

特別ございません。

会長

河上さんは。

河上委員

はい。わたくし素人で一般市民の目から見てちょっとお聞きしたいのですが、

単純に疑問に思ったことなのですが、受益者負担というのは、いたしかたない  
というか、当然のことなのだろうなと思うのですが、この7円切捨てというの  
は、7円切捨ててその差額マイナス分は市の税金の方から出られるということ  
なのですか。

#### 貞方課長

計算上447円であるのを切捨てる理由なのですが、当初、昭和40年代に  
実際に事業をはじめたときから、十円単位で丸めて負担金を設定しております。  
ご負担いただく市民の方にわかりやすいということと、一円単位は外すという  
ことと、市のほうの計算しやすいということで十円単位に切捨てております。  
当然ご指摘のとおり7円分誰が負担しているのかというと、市の一般財源で負  
担しているということでございます。

#### 河上委員

百何十万分あるのかなと、単純に計算して思ったので、百何十万分どうする  
のだろうと思ったのと、その前の年、前々年度手賀沼の区域をやってらっしゃ  
るところと一覧表を見てすごく差があるなと思ったものですから、単純に質問  
させていただきました。

#### 会長

差があるなという点について説明していただけますか。

#### 河上委員

7円というのは必然的に差が出てくるのだなと。

#### 貞方課長

切捨ての円数がその地区によって7円切捨てたり、2円切捨てたり、違いますねというご質問ということでしょうか。

河上委員

そうです。

貞方課長

先ほど申し上げたように十円単位で一つのご負担いただく金額ということで当初から考えております。2円切捨て5円切捨て7円切捨てが各地区によって違うのはどうなのというご質問については誤差の範囲と言ってしまつては失礼ですが、切捨てて皆様にわかりやすい十円単位にしているということをご理解いただければと思います。

河上委員

解りました。

会長

あるとすれば、計算しやすいようにするために、という話だけで四捨五入という手もあるのではないか。

河上委員

不公平感のない様にと。

会長

それはここの審議会でこういう意見があったということが記されればいいですね。

## 貞方課長

確かに四捨五入という考えもあるかと思いますが、理論上より多いご負担をいただくということになります。それはそれなりに色々なご意見があると思います。行政側は市民の皆様にご負担いただきやすいということで切捨てを採用しております。

## 会長

馬込沢の菅野さんはいかがですか。

## 菅野委員

今度馬込沢については440円ということで、鎌ヶ谷市以内の今まで下水道整備された各地域を見ますと、みんな金額が違うわけです。特にくぬぎ山については350円というすごく差がある金額になっているのですが、これは何か大きな理由があるのですか。

## 貞方課長

この負担区の単価の設定につきましては、各地区の事業を始めたときに、事業費を算出して単価を設定いたします。それは先ほどご説明したとおりでございます。そうしますと、その地区その地区で、道路のありようによって、事業費が上下いたします。要は道路が多いところは、工事費が上がるし、道路が少ないところは、工事費が少なくなります。逆に申し上げますと、道路が少ないということは、都市的利用がされている土地が少ないということになります。例えば、北初富は今私ども下水道整備を進めておりますが、畑が多い土地でございます。ということで道路が少ないということになります。そうしますと畑とかですと将来下水道整備されたときにも宅地化して新しく道路が出来たり

したときに、基本的には宅地化した開発行為などがそうなのですが、開発する原因者が整備する、管を自分でひっぱってくるというのが多くなります。そういった観点がございます。説明に戻りますが、各負担区で単価が違ってくるのは、そういうことになります。

会長

いいですか。菅野さん。

それでは今の一連のお話はかかった費用以上を受益者から集めるわけにはいかないから切捨てるということで河上さん納得していただけますか。

河上委員

はい。

会長

あと、特別ご意見がございますでしょうか。

菅野委員

聞き漏らしたのですが、先程6,600円を10回で毎年払うのですよと、これはその一回限りですよというようなご説明があったかと思いますが、あれはどういう名称のお金なのですか。

貞方課長

今回ご審議していただいている受益者負担金の馬込沢負担区におきまして、先ほど一つの事例として、申し上げました。

菅野委員



事例ですね。

貞方課長

440円の単価で150平方メートルの土地をお持ちの方につきまして、ご負担いただく金額は6,600円を10回ですよというお話でございます。

菅野委員

住宅地であれば全部対象となるのですか。最近は空き家とか色々ありますけれども、そこも全部対象なのですか。

湯浅補佐

基本的に宅地は全部いただくこととなります。

貞方課長

補足説明いたしますが、受益者負担金をまず猶予する、とりあえずご負担いただかないで、後でご負担いただくのは畑等なのです。駐車場とか家とかお住まいになっていないとしても、家とか建っていれば、下水道整備された時にご負担をいただくこととなります。

会長

よろしいでしょうか。

菅野委員

どうしても受益者の関係になってしまうのですが、下水を入れることによって、受益者から見ますと、新たなお金が出ていくわけですよ。例えば現在の浄化槽、設備もだいぶ向上してきました。そんなに問題が起きていないようなことも聞いておりますので、それが使えるのに、下水に変わったから下水に関

係するお金を頂戴ねというのは果たしてどうかなと、ちょっと心配はしております。

それが先ほど言った事例で言うと6,600円ということですか。

#### 貞方課長

公共下水道が整備されたときにご負担が発生するものが3種類ございます。1つ目は先ほどからご説明している受益者負担金でございます。2つ目は公共下水道をお使いになるときに、家の中の宅内の配管替えをしないとなりません。これは各家の持ち主の方のご負担となります。これはおおむね家の大きさにもよりますが20万円から30万円かかります。3つ目が下水道使用料。これは下水道の維持管理に使われます。大雑把で申し上げますが、一般家庭で月20立方メートルをお使いであると、2,500円ほどかかります。その3点がかかります。補足説明させていただきますと、よく下水道整備しております、浄化槽ではだめなのかというお問い合わせをいただくのですが、これについては色々ご負担が生じるかと思いますが、市としては公共下水道の方がより汚れた水がきれいに処理できて川とか海とかに流せるということであるべく早いうちの公共下水道への接続替えをお願いしているところでございます。これについても各お住まいになっている皆様のご負担になることですので、これはあくまでもお願いというかできるだけ早くそういう趣旨でお願いしたいということを進めております。

#### 会長

この辺りは、公共下水道と浄化槽というのは、これから色々な議論の的になるテーマだと思うのですが、梶岡先生解説をしていただけませんか。

## 梶岡委員

専門ではありませんので、お話ができるかというとなんとも申し上げにくいのですけれども。一般的にはやはり、よりクリーンになるというのに対して我々市民も敏感にならなくてはならないと。残念ながらどうしてもそこには経済的な負担というのは生じるわけですけれども、それこそ自分の孫の代のことを考えて辛抱しなければいけないところはやはり考えざるを得ない。それがどの程度なのかより具体的に数字で示せたらということもあるのかもしれませんが一般論として、よりクリーンになるという施設が出てきて、それを取り入れるということであれば、住民としては若干の辛抱はどうしても考えざるを得ない。ただそこに当然限度はありますでしょうからそのへんのところの議論はなさるべきとは思いますが、一般論で申し訳ありませんが。

## 会長

ちょっと出過ぎた言い方かもしれませんが、平時においては今おっしゃったとおりと思うのです。震災やなんかで被災をした三陸なんかを見てみると、人口が急激に減るというような状況があったときには、公共下水道からし尿浄化槽に乗り換える必要が出てくる場合があります。ですから孫子の代までとおっしゃいましたけど、孫子の代には見直さなければならないというのが出る可能性があるのではないかと考えております。

あとは何かございますでしょうか。

なければ、この議題の鎌ヶ谷市都市計画下水道受益者負担金の単位負担額の設定について原案のとおりよろしいということにしてよろしいでしょうか。

## 全員

異議なし。

会長

ではそういうことに決まりました。

答申につきましては私どもと事務局でまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

全員

異議なし。

会長

異議ありませんでしたので、このあと事務局から説明をしていただけますか。

貞方課長

はい、ご説明いたします。今後のスケジュールについてご説明いたします。すいませんまた座って説明させていただきます。

今後の手続き、流れについて説明いたします。A 4 資料のフロー図の真ん中、四角に公共下水道事業審議会へ諮問という欄がございます。これが現在の状況でございます。これでご審議いただいてその結果を下水道審議会から市長へ答申ということになります。それから市役所内の決裁を経て、単位負担金額が決定することとなります。最終的な決定というのが公告といって市が A 4 の紙一枚になるかと思いますが、これを決められたところでこういう風に決まりましたと市長名で書面を貼り、市民の皆様には知らせるといった形を取ります。これは、公告と申し上げております。これは下水道条例でも決められていることでございます。この公告をもちまして、ここの単位金額が決まることとなります。これは以上のスケジュールが概ね 2 ヶ月ぐらいの間に行うことになると思います。

ております。また、繰り返しになりますが、実際に負担金を徴収いたしますのは実際にお持ちの土地の前の道路に公共下水道が整備された次の年からになりますので、今回の対象の45ヘクタールについては平成27年度から一部供用開始予定となりますので、平成27年度以降の受益者負担金の賦課という形になります。

#### 会長

ありがとうございます。それでは今回の審議会を終わりにいたします。どうもありがとうございました。お疲れ様です。

傍聴の方はご苦勞様でした。下水道審議会に関心を持っていただいてありがとうございました。退席をお願いします。

本日の議事録署名人ですが、名簿順で河上委員にお願いしたいと思います。後ほど事務局で議事録を作成しお持ちいたしますのでよろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

#### 会議録署名人の署名

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するために次に署名する。

平成25年12月 3日

署名人 河上 あけみ